

秦の国家財政制度

越智, 重明
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24588>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 15, pp.1-21, 1986-12-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

秦の国家財政制度

越 智 重 明

前 言

六朝以前の国の体系権力の性格を示すものの一つに財政構造がある。国家の財政は次第に直接国政運営にかかわるもの（例えば官僚の給与）と君主の私的財政との二つに明確に分れてくるが、時代を秦漢に限り歴史の流れにそって見た際、まず君主の私的財政として両者が現われてくる。その際、その下位にあるものとして国家の財政と君主の私的財政とがある。（以下、本稿では右の体系を古い財政体系という。）

なお、本稿でいう家産国家は、氏族制国家が崩壊したあとに現われたもので、君主が全領域とそこにいる民衆とを直接的に支配しようとすることを標榜する国家である。しかしそこでは官僚機構も未成熟であり、郷村社会には共同体的規制もあつて、それが十分に達成されたわけではない。また、その官僚と民衆との支配は直接的であることを意図するけれども、大規模な国家になればなるほどそうしたことは無理である。つまり、その理想とする国家のありかたは「矛盾」したものである。その一つの解決策として現われてくるのは、累層的な官僚機構の整備強化による民衆支配である。この支配権力はそれなりに専制君主権力として理解されるが、これは漢時代に萌芽をもち、のち唐宋（とくに宋）になつて一応成立したといえよう。秦の始皇帝の権力はいまだそうしたものに十分にはなっていないと考えられる。

秦の始皇帝のとき（下位にある）君主の私的財政には軍事費が入つていた。これはその国家が軍国主義的国家で同時に君主の家産国家としての色彩が濃かつたことを示唆する。その時期には人頭税は軍事目的税である。山沢からの収入（塩鉄収入を主とする）も亦軍事費に供されたと考えられる。これらは少府に入り君主（始皇帝）の私的財政収入となつた。

秦の太倉と大内とは（下位にある）国政運営に関する財政のうち、それぞれ田租や芻粟などの収入を掌るものと金銭収入などを掌るものとであり、少府は（下位にある）君主の私的財政を掌るものである。前者を總べるものは内史である。前漢では軍事目的税としての人頭税と山沢からの収入とが国家財政を掌る「治粟内史↓大農↓大司農」に移されるが、武帝のとき、いまだ、前代の名残りとして軍事関係の費用が君主の私的財政から支出されるといったこともあった。

ところで、秦時代国政を總べるものに丞相がいた。漢書卷一九上百官公卿表上に、

相国・丞相、皆秦官。金印紫綬。掌丞天子、助理万機。秦有左右。高帝即位、置一丞相。

とある。こうした丞相（あるいは相国）のもとに、国家の財政を掌る内史と君主の私的財政を掌る少府とがいたとすべきであるが、そこでは（家産国家としての）国家⇨君主の財政のそれなりの一本化がある。さて、史記卷八七李斯伝に、李斯が獄中から上書して自らの七つの罪を述べたものをのせているが、そこに、

臣為丞相、治民三十余年矣、逮秦地之陝隘。先王之時、秦地不過千里、兵數十萬。臣尽薄材、謹奉法令、陰行謀臣、資之金玉、使游說諸侯、陰脩甲兵、飾政教、官斗士、尊功臣、盛其爵祿。故終以魯韓弱魏、破燕・趙、夷齊・楚、卒兼六国、虜其王、立秦為天子。罪一矣。

地非不広。又北逐胡、貉、南定百越、以見秦之彊。罪二矣。

治馳道、興游觀、以見主之得意。罪六矣。

緩刑罰、薄賦斂、以遂主得衆之心、万民戴主、死而不忘。罪七矣。

若斯之為臣者、罪足以死固久矣。上幸盡其能力、乃得至今。願陛下察之。

とある。（二世皇帝のとき、右丞相去疾と左丞相李斯とが同時にいたことのあるのがわかるが、）これは、李斯の右の上書が事実そのままではなかったにしても、当時丞相（あるいは相国）が總括的とはいえ国家の財政に直接的に関与していたことを窺わせるのではなからうか。なお、史記卷六秦始皇紀に、始皇帝が天下の事をすべて自ら決裁したことを記している。これは右の丞相の直接的總括とは次元が違っても、皇帝の直接的總括の広範囲であったのを示すものとして、当時の家産国家の具体的なありかたを察せしめるものであろう。ところで、史記卷五六陳丞相世家に、

孝文帝既益明習國家事。朝而問右丞相勃曰、天下一歲決獄幾何。勃謝曰、不知。問天下一歲錢穀出入幾何。勃又謝不知。汗出沾背、愧不能對。於是上亦問左丞相平。平曰、有主者。上曰、主者謂誰。平曰、陛下即問決獄、責廷尉。問錢穀、責治粟內史。上曰、苟各有主者、而君所主者何事也。平謝曰、主臣、陛下不知其驚下、使待罪宰相。宰相者、上佐天子、理陰陽、順四時、下育万物之宜、外鎮撫四夷諸侯、內親附百姓、使卿大夫各得任其職焉。孝文帝乃稱善。右丞相大慙。出而讓陳平曰、君獨不素教我對。陳平笑曰、君居其位、不知其任邪。且陛下即問長安中盜賊數。君欲彊對邪。於是絳侯（勃のこと）自知其能不如平遠矣。

とある。これはすでに漢初丞相の國政の總括が、各事項について主管者に責任をもたせ、その上位にあつて天下を佐け、陰陽を理め、万物の宜しきを遂げさせるものとなつていたこと（裏からいうと、各職務の分担が明確化し、丞相がそうした職務内容にたちらないこと）を察せしめる。こうした職務権限の明確化は、天子には天子としての職務があり、臣下の職務に立入るべきでない、という形として現われてくるようになる。（ここでは天子の私的財政の管掌は直接問題となつていない。しかしそれは事の性格にそうなつていたのである。そのことは右の理解を妨げるものではない。）魏志卷三二陳矯傳に、

車駕嘗卒至尚書門。（尚書令陳）矯跪問（明）帝曰、陛下欲何之。帝曰、欲案行文書耳。矯曰、此自臣職分、非陛下所宜臨也。若臣不称其職、則請就黜退。陛下宜還。帝慙回車、而反。其亮直如此。

とある。明帝は官僚機構の嚴正な運営を図つた天子である。これはその一端を示している。（そこにあつては、さきのような家産國家の性格は変容していることになる。）

本稿は右のような観点から秦時代の大内、少府、内史などをとりあげ、あわせて内史の来源にふれる。

なお、睡虎地秦墓出土竹簡（以下竹簡という）は秦時代を研究する際の貴重な史料であり、本稿でもそれを使用する。しかしそれはそれが記された当時の秦の法律条文乃至法律關係文書の全体ではない。従つてそこに、あることについての法律条文が見えないにしても、当時なかつたということには必らずしもつながらない。巨視的にはそれは旧來の資料を補う面のあるものといふことになる。

諸侯之下士視上農夫。祿足以代其耕也。中士倍下士。上士倍中士。下大夫倍上士。卿四大夫祿。君十卿祿。(下略)

とある。ここには図式化した形で庶人在官以上のものについてそれぞれ祿を給うことが見えているが、右は県(以下)についてそうした祿にあたるものを受けとるもの名籍と解してよからう。他の費用とは官界運営費などと考えられる。右の意味するところは、県がその県で官祿を支給すべき官僚の名籍とその官界運営費などを計吏に携えさせ太倉に送らせる意味であろう。(そこには県で働いている囚人の食費その他も含まれているのかも知れない。)さきの倉律をあわせ見ると、内史は県以下の官界における日常経費を太倉に掌らせ、その上級官として太倉(令)以下に臨んだということになる。そこには県で収めた禾・芻粟のうち、残ったものをどうするかは示されていないが、それをどこに蓄えるにしろ、その全国的な管掌者は内史であったとして大過なからう。太倉が都官を管轄していたことは第三節でふれる。また、大内は第二節でとりあげる。

第二に、少府以下の帝室の財政系統官についてであるが、漢書卷二四上食貨志上に、董仲舒が行なった武帝への上言をのせている。そのなかに、秦時代のことについて、

古者税民不過什一。其求易共。…至秦則不然。用商鞅之法、改帝王之制、除井田、民得賣買。富者田連仞佰、貧者亡立錐之地。又顛川澤之利、管山林之饒。荒淫越制、踰侈以相高。…田租口賦塩鐵之利、二十倍於古。

とある。そこには秦の税収入として、田租、口賦、塩鉄に関する収益があがっている。この口賦は旧來說かれているように、普通名詞としての口賦つまり人頭税のことと考えられる。

かつて平中芥次氏は口賦について論ぜられ、そのとき、

私は口銭の起原は秦の始皇帝の頃にあつたのではないかと考える。史記の陳餘傳には、

武臣等、説其豪傑曰、秦爲亂政虐刑、以殘賊天下、數十年矣、北有長城之役、南有五嶺之戍、外内騷動、百姓罷敝、頭會箕歛以供軍費、財匱力盡、民不聊生、云々。

とある(漢書陳餘傳の文も略同じ)。また淮南子の汜論訓にも、

秦之時、高爲臺榭、大爲苑囿、遠爲馳道、鑄金人、發適戍、入芻粟、頭會箕歛、輪於少府。

とあつて、「頭會箕歛」とか「頭會箕賦」という語が見える。漢書の陳餘傳の服虔の注(史記集解にも之を引く)によると、頭會箕歛とは、

吏到其家、人人（人人二字疑當作以）頭數出穀、以箕斂之。

の意であるとし、淮南子の高誘の注によると、

頭會、隨民口數、人責其稅。箕賦、似箕然、斂民財多取意也。

としているが、淮南子の本經訓の「末世之政……民力竭徭役、財用殫於會賦」の高誘の注には、

會、計。計人口數、責其稅斂也。

とあるから、頭會箕賦・頭會箕賦・會賦はいずれも人頭課税を指した語であり、人の頭數でもつて數え、箕でもつてすくく取るように税を取り上げる意であつたらしい。

ここにいう頭會箕賦は、男女丁少の別なく負擔能力に關係なしに徴收したものであつて、そこに横征たる所以があつたわけであるが、服虔のように「箕斂」の文字に拘泥して専ら穀を出させる意にとるのは妥當ではない。この税入の歸屬については史記の陳餘傳には「以供軍費」といい、淮南子の汜論訓には「輸於少府」と記し、その間に相違が認められるが、時により便宜いづれにも用いられたものであろう。秦代では云わば臨時の措置として頭會箕斂が行われ、それは税制として定式化されたわけではなかつたから、その特定の稱呼も無くまた用途も特に限定されていなかつたのかも知れない。

としておられる。この頭會箕斂³||頭會箕賦||會賦は確かに人頭税とすべきであらう。

史記卷八九陳余伝には、「民不聊生。」とあるのに続いて、「重之以苛法峻刑、使天下父子不相安。」とある。それは民衆を苦しめたものとして、軍役などの徭役と人頭税とをあげていとすべきである。また、淮南子汜論訓は、さきに見たのに続いて、丁壯丈夫、西至臨洮狄道、東至会稽浮石、南至章桂林、北至飛狐陽原、道路死人、以溝量。

とある。これは民衆を苦しめたものを列挙し、そのケースが陳余伝よりも多いものであるが、何れにしても軍役や人頭税が民衆を苦しめたことに変わりはない。なお、あとで淮南子で人頭税が重かつたとしている史料をもう一つ引用する。

平中氏は、右に見たように、人頭税の「歸屬」について、軍事目的税とするものと少府に輸するものがあるが、その徵税は臨時の措置で、便宜上何れにも用いられた、としておられる。陳余伝については少府より外（蓋し、のちの大司農の類）に輸するものとしておられるのであろう。しかし、それはそうした「歸屬」に関する記述ではない。右の両者はあいまって、人

頭税という軍事目的税が（帝室の財政を掌る）少府に入ったのを物語っているとすべきである。さらにいうと、帝室の財政に軍事費が入っていることをあるべからざるものとするのは、いわばのちの時代の思考であって、秦は軍事力強化によって他國を征服し天下統一をなしたとげたものであるが、ここでは古い財政体系下に、軍事財政を含む（むしろそれを中心にする）國家の財政が機能していたとすべきであろう。（この点はあとでもう一度ふれる。）

なお、淮南子本經訓に、

末世之政、田漁重税、関市急征、澤梁畢禁、網罟無所布、耒耜無所設。民力竭於徭役、財用殫於会賦。居者無食、行者無糧、老者不養、死者不葬、贅妻鬻子、以給上求、猶弗能澹。

とある。この末世とは秦を指しているものであるが、そこには田税のほかは漁税や関市の税が出ている。右では会賦がそうした税のうち最も重かつたものを示唆している。こうした点からいっても人頭税が臨時のものであつたとは考えられず、恒常的な重税であつたとすべきであろう。また、頭会箕斂（頭会箕賦）といった表現は徵税方法についていつているものであつて、税目としては口賦（の類）の表現があつたとすべきであろう。

少府には山沢の税も入る。ここで漢書卷一九上百官公卿表上を見ると、

少府、秦官。掌山海池沢之税、以給共養。有六丞。属官有尚書符節大医大官湯官導官樂府若盧考工室左弋居室甘泉居室左司司空東織西織、東園匠十二官令丞。（下略）

とある。この記述様式は漢書の書きぶりの一つであつて、ここでは主語が途中で変つてゐる。始めは少府は秦官であつて（つまり、秦官として少府があつて）、山海池沢の税（＝山沢の税）を掌り、以て、（皇帝の）供養に給する、ということ述べて、ついで、山海池沢の税を掌り、以て（天子の）供養に給するもの（つまり少府）が漢にあつては六丞をもち、属官として尚書以下をもつ、としてゐると考えられる。

なお、後漢書卷一一六百官志三には、

承秦、凡山沢陂池之税、名曰禁錢、属少府。世祖改属司農。

とある。これに関し通典卷二七職官九少府監の注に、

（後漢）応劭曰、山海池沢之税、名曰禁錢、以給（天子）私養。自別為藏。少者小也。故称少府。

とある。禁銭は天子の私用の錢である。右の百官志の記述は秦の少府も亦山沢陂池の税を掌っていたとするものである。また、右の応劭の説も亦秦の少府がそうした帝室の財政を掌っていたとするものである。

ところで、少府に入る山沢収入は軍事費にもあてられていたと考えられる。いまその点を見てみよう。塩鉄論非鞅第七に、
大夫曰、昔商君相秦也、内立法度、嚴刑罰、飭政教、姦偽無所容。外設百倍之利、收山沢之稅。國富民強、器械完飾、蓄積有餘。是以征敵伐國、攘地斥境、不賦百姓、而師以贍。故用不竭、而民不知。地尽西河、而民不苦。塩鉄之利、所以佐百姓之急、足軍旅之費。務蓄積、以備乏絕。所給甚衆。有益於國、無害於人。(下略)

とある。この大夫の意見は塩鉄専売を是とするものである。右では大夫が秦の商鞅が山沢収入をえ、それによって民への賦を増すようなことをしないで軍事費を調達したとしている。要するに、大夫は商鞅が山沢収入によって軍事力を増したとしているのであるが、秦の山沢収入が結局軍事費となつて行くという際、さきに見たように、その少府が軍事費をまかなっているだけに、それが少府に入った、としてまず誤りあるまい。

ちなみに、塩鉄論争のとき国家の財政はすでに古い財政体系を脱し国家財政と帝室財政とが並列していたが、山沢からの収入(塩鉄収入を含む)は国家財政に入っていた。しかし、別稿で述べるように、(かつて山沢収入が帝室の財政収入となつていたこと自体は周知の通りであるが)漢初からかなりの期間、古い財政体系のなかの山沢収入は帝室の財政収入となつていた。ところで、塩鉄論禁耕第五に、

大夫曰、：君有吳王。專山沢之饒、薄賦其民、賑贍窮小、以成私威。(下略)

とある。これは古い財政体系下に、国家の財政と帝室の私的財政とがあり、かつその山沢収入が後者の収入となつていた時期のことであるが、そこにおいては諸王の財政も右に準じて考えるべく、その山沢収入がその私的財政に入つていたことである。右はそうしたとき吳王が山沢収入(主として塩鉄収入)によってその勢力を増したが、そこでは民に賦することが少なかったとしているのである。

なお、非鞅に、大夫の見解に反対する文学が、

蓋文帝之時、無塩鉄之利、而民富。今有之、而百姓困乏。未見利之所利也。而見其害也。且利不從天來。不從地出。一取之。民間謂之百倍。此計之失者也。(下略)

といっているが、この百倍は塩鉄の利のことである。さきに大夫が商鞅が百倍の利を設けたとして引用したが、その百倍もこのことと考えられる。また、大夫は、

昔商君明於開塞之術、假当世之權、為秦致利、成業。是以戰勝攻取、并近滅遠。……其後蒙恬征胡、斥地千里、踰之河北、若壞朽折腐。何者、商君之遺謀備飾つや素循也。故拳而有功、動而有功。夫蓄積籌策、國家之所以強也。(下略)

といっているが、これは秦では商鞅がうち出した財政策の基本線が秦の始皇帝のときまで続いたとするものである。大夫はさきに見た山沢収入で軍費を調達するというやりかたも始皇帝のときまで続いたとしているのである。(そこには人頭税のことが出ていないが、これは議論の性格上そうなっているのであって、それを以て人頭税が軍事目的税であるとする見解を否定することはできないであろう。)また、さきにあげたように、董仲舒の上前のなかに、秦について、

田租口賦塩鉄之利、二十倍於古。

とある。ここに秦の財政において、田租と口賦と塩鉄の利が大きかったことが示されているが、秦末まで大塩鉄業者がいたことを考えると、右の塩鉄の利は秦が塩鉄業者からとった税ということになろう。

さて、汎論訓に、さきに見たように、芻藁を入れるとあるが、史記秦始皇紀に、始皇帝死後のこととして、

復作阿房宮、外撫四夷、如始皇計。盡徵其材士五万人。為屯衛咸陽、令教射。狗馬禽獸。当食者多。度不足、下調郡県、輻輸菽粟芻藁。皆令自齎糧食。咸陽三百里内、不得食其穀。用法益刻深。

とある。その菽粟芻藁は「官」に入ったことであろうが、その「官」は太倉となろう。しかし、それは広義の軍事費としての軍糧が太倉から弁ぜられることを察せしめるにしても、(総合的に見た際、)軍事費の中心をなす兵器製造費、軍隊移動にともなう費用その他は少府がまかない、その食糧は太倉がまかった、ということになるであろう。

なお、秦時代少府に属するものとしては、通典卷二六職官八司農卿に、

導官署。漢書……秦漢有令丞。属少府。漢東京令丞主春御米及作乾糲。属大司農。

とあり、同殿中監に、

秦漢有御府令丞。掌供御服。而属少府。後漢……。

とあるもの、通典卷二六職官七光祿卿に、

太官署。令丞。…秦為太官令丞。屬少府。兩漢因之。

とあるもの、その他がある。

ところで、史記李斯伝に、二世皇帝のときのこととして、

又作阿房之宮、治直（道）馳道、賦斂愈重、戍徭無已。於是楚戍卒陳勝吳廣等乃作亂、起於山東、傑俊相立。（下略）
とあり、牢獄に入った李斯が天を仰いで歎じたもののなかに、

（二世）作爲阿房之宮、賦斂天下。吾非不諫也。而不吾聽也。…今行逆於昆弟、不顧其咎。侵殺忠臣、不思其殃。大爲宮室、厚賦天下、不愛其費。三者已行、天下不聽。今反者已有天下之半。（下略）

とある。これらはいまって始皇帝のとき以来の阿房宮の造営の費用が民衆への賦斂によつたことを示している。さて、史記卷一一八淮南王安伝に、

（前略）（伍）被曰、往者秦爲無道、殘賊天下、興萬乘之駕、作阿房之宮、收太半之賦、發閭左之戍。父不寧子、兄不便弟、政苛刑峻、天下熬然若焦。民皆引領而望、傾耳而聽、悲号仰天、叩心而怨上。（下略）

とある。この行幸の費用と阿房宮をつくつた費用とのため太半の賦を収めた、というのは国民の総合収益のきを賦としてつたという意味である。この記述は概括的なものであるが、この際の賦は税の総合名詞であり、それだけに田租や塩鉄税も当然入っていることになる。ここでは目的税としての人頭税は強いていえばそれに流用されたということになる。ところで、漢書食貨志上に、

至於始皇、遂并天下、内興功作、外攘夷狄、收泰半之賦、發閭左之戍。男子力耕、不足糧饌。女子紡績、不足衣服。竭天下之資財、以奉其政。猶未足以澹其欲也。海内愁怨、遂用潰畔。

とある際は、内の功作とならんで外の軍事費がとりあげられ、そのためきの賦がとられたとしている。同じくきの賦を収めたとするにしても、軍事費をまかなうことを含めたこの記述の方が（そこに行幸の費用が記されていないにしても）より正確であるとされよう。また、史記李斯伝に、李斯が獄中から上書して自らの七つの罪を述べたものをのせている。そのなかに前引のように、

緩刑罰、薄賦斂、以遂主得衆之心、万民戴主、死而不忘。罪七也。

とある。この賦斂も税そのもの（税全体）で当然田租、塩鉄税、人頭税を含んでいると考えられる。（史記の李斯伝の記述に司馬遷のフィクションが入っていても、右に述べた賦税に関する様態はほぼ間違いないところであろう。）

秦は軍事大国として発展し天下を統一したのであるが、その性格は天下統一後も、匈奴との関係などからみてなくなつたとは考えられない。そこでは国家の財政において軍事費をめぐる財政が大きい割合をもっていたことを想定すべきである。ところで、国家の財政収入で大きい割合をもっていたと思われる人頭税収入や山沢からの収入（とくに塩鉄税収入）は始皇帝の帝室の財政収入となり、それらとくに人頭税収入は軍事費に充てられたわけであるが、こうした後世から見るとやや異常な財政は、結局始皇帝の統一した国家が家産国家的性格を濃くもっていたところに機能した、といった形で理解される。

第二節 大内、少内、都内

本節は秦、前漢初期の大内、少内、都内などの性格の変化を考察する。

まず大内であるが、竹簡には大内に関する記事がいくつも出ている。金布律に、

県・都官以七月糞公器不可繕者、有久識者靡蚩（磨除する）之。其金及鉄器入以為銅。都官輸大内、（二大）内受買（売）之、尽七月而贖（畢）。都官遠大内者輸県、県受買（売）之。糞其有物不可以須時、求先買（売）、以書時謁其状内史。

とあるのはその一つである。これは内史が公器管理に関する最終的な責任者であることを窺わせ、かつ大内が公器で廃棄処分にしたものを売ったことを示している。なお、金布律のうちのさきの記述から、国家の財政管掌官として大内と都官とが同一系統のものであること、（恐らく）大内の下級官として都官があること、それらが国家の財政上の金銭を取扱う局面があると思われること、がわかる。

なお、均工律に、

新工初工事、一歳半紅（功）、其后歳賦紅（功）与故等。工師善教之、故工一歳而成、新工二歳而成。能先期成学者謁上、上且有以賞之。盈期不成学者、籍書而上内史。

とあるのは、内史の公器管理に関する記述ではないが、内史が公器を作製する工人の養成に関する責任者であったのを察せしめる。また、金布律に、

受（授）衣者、夏衣以四月尽六月粟之、冬衣以九月尽十一月粟之、過時者勿粟。后計冬衣来年。囚有寒者為褐衣。為幪布一、用臬三斤。為褐以稟衣、大褐一、用臬十八斤、直（值）六十錢、中褐一、用臬十四斤、直（值）卅六錢、小褐一、用臬十一斤、直（值）卅六錢。已稟衣、有余褐十以上、輸大内、与計諸。都官有用□□□□其官、隸臣妾、舂城旦母用。在咸陽者致其衣大内、在它県者致衣從事之県。県、大内皆聽其官致、以律稟衣。

とある。これは囚人への衣の支給規定であるが、咸陽にあるものはその衣を大内から出し、他の県にあるものはその従事する県より致すが、県に支給したあとに衣が十以上あったら、県の計吏がそれをもって大内に輸すべきを示している。

以上見たような大内は国家財政の運営に関する職分をもつものとされよう。
つぎに少内であるが、竹簡に見える少内については、工藤氏が、

……秦簡に見える少内の性格をまとめてみると、(一)少内は、県や都官等に置かれた地方行政機関の公金を掌る財庫官であった、(二)県の少内はとくに府中とも称された、(三)県や都官の官吏が職務上のミスで負わされた賠償金は、少内に納められた、ということになる。

としておられる。都官は中央諸官府を指し、その地方出先機関をも指すが、その点を除くと右の通りであろう。こうした少内は国家財政の運営に関する職分をもつものといえる。

さて、前漢時代、大内、少内はともに存在するが、その性格は右と異なり、少府系統のものとなる。以下前漢のそうしたことにふれ、あわせてその間に漢初家産国家財政としての色彩が濃厚であったこと（それは古い財政体系の色彩が濃厚であったことと相応ずる）を窺うこととする。(一)かつて古い財政体系下に国家の財政と天子の私的財政とがあったが、都内の職分は前者（の一部）である金銭を掌るところにあった。(二)のち、景帝の中六年の改革によって、古い財政体系がなくなり、新しい財政体系ができ、そこでは国家の財政と帝室の財政とが並列するが、その時期にあっても都内は国家の財政のうちの金銭を掌っていた。（それは国家の財政のうちの田租の穀を掌る太倉と並ぶものとなった。）(三)その大内は少府に属するようになり、その下に少内をもつこととなった。(四)漢初の官制は、秦のそれを継承するところが多いが、こうしたことを見たら、秦時代の様態とあわせ考えれば、（それが存在していたとすれば、）大内と少内との官は、漢に入っても旧来同様古い財政体系下の君主（漢の天子）の財政を掌っていたが、のちそうした財政体系がなくなるとき、改めて（新しい財政体系下の）帝室の財政

を掌るものとなった、ということが想定される。⁽⁶⁾

ところで、大内を都内とする説がある。いまそれを見てみよう。大内Ⅱ都内説の一つは、大内Ⅱ都内が国家の財物の蔵であるとするものである。すなわち、漢書嚴助伝の武帝のときの越について述べたものの顔師古の注に、

応劭曰、越國僻遠、珍奇之貢、宗廟之祭、皆不與也。大内、都内也。國家宝藏也。師古曰、百官公卿表云、治粟屬官、有都内令丞也。

とある。ここに応劭の、閩越のような僻遠の国では珍奇なものの貢献と宗廟の祭りの耐金の貢献とがないという説（あるいは制度として貢献すべきであるが、現実に行われていないという説）と、大内とは都内のことであつて、国家の宝藏であるという説とが示されている。この応劭の説に従うと大内Ⅱ都内は自ら国家財政に関するものとなる。他の一つは、大内Ⅱ都内（租税などとして入ってきた）天子の銭の蔵であるとされるものである。すなわち、漢書卷一八外戚恩澤侯表の顔師古の注に、

汝淳曰、天子錢藏中都内。又曰大内。

とある。ところで、漢書食貨志上の中都官の注に、「師古曰、中都官、京師諸官府也。」とある。また、漢書卷八宣紀本始四年（前七〇年）正月の条に、

詔曰、…今歲不登。…丞相以下至都官令丞、上言入穀長安倉、助貸貧民。（下略）

とあり、その顔師古の注に、「師古曰、都官令丞、京師諸署之令丞。」とある。これらの中都官あるいは都官は京師にある官のことと考えられる。さきの中都内は蓋し京師にある都内のことであろう。

さて、大平御覽卷六二七治道部八賦斂に引く桓譚新論に、

漢定以來、百姓賦斂、一歲為四十余万万。吏俸用其半。余二十万万。藏于都内為禁錢。少府所領園地^(地)作務之八十三万万、以給宮室供養諸賞賜。

とある。これについてはすでに別稿で論じたが、その結論を述べるとつぎようになる。右は（少府に属しない）国家の財政収入の余りを都内に藏して禁錢としたといっているが、その禁錢は天子の私的な錢である。これは漢初、国家の財政が全体としていまだ古い財政体系下にあつたこと、つまり天子の家産国家的財政色が濃厚であつたことを察せしめる。こうした古い財政体系下に、国家の財政と天子の私的財政とがあり、都内がその国家の財政の金銭の部分を掌っていたわけである。

ところで、漢書百官公卿表上に、「治粟内史↓大農令↓大司農」の属官として太倉や都内の令丞が見えるが、漢初以来都内は財政体系の変化があつても、それぞれの国家の財政を掌るものであつたのであろう。

さて、武帝のとき大内に宗廟の祭りの酎金が入るといふことは、その大内が新しい財政体系下の帝室財政を掌るものであるのを意味する。それだけに応劬のいう大内と都内とが同じであつて国家の財政にかかわるといふ点は、その説明が正しいとすれば、右とは離れて、かつて、古い財政体系下に、大内と都内とが（異名同一のもので）国家の財政（の一部）を掌つていた点を指摘したものとなり、それだけに新しい財政体系下の嚴助伝の大内の説明としては正確でない、ということになる。（顔師古の注は都内というものの説明に止まる。）一方、汝淳の説の場合、都内を天子の私的財政における錢蔵と見、それに天子の私的財政（の一部）を掌るものとして大内にあてている。それは古い財政体系下という枠内における理解としては有効である。ということになる。（応劬と汝淳とが、どのような史料を見ているのかはわからないが、何れにしても、さきの淮南王安の上書、桓譚新論を知つていたのは間違いないところであろう。）

両者を（ともに正しいものとして）整合しようと、応劬説は、古い財政体系下、国家の財政を掌るものとしての大内Ⅱ都内の具体的説明、汝淳説は、古い財政体系下、すべてが天子の私的財政であるという観点からの大内Ⅱ都内の概括的説明として見るべきもの、となる。

なお、漢書卷八六王嘉伝に見える、王嘉が哀帝に上つた封事のなかに、

孝元皇帝、奉承大業。温恭少欲。都内錢四十万万。水衡錢二十五万万。少府錢十八万万。

とある。この都内錢は大司農の錢を指している。つまり、大司農に属する都内令が大司農に帰する錢を管理するので、右は大司農の錢を都内錢といつてゐるのである。この大司農は府中に関するもの、つまり国家財政を掌るものであり、水衡と少府とは宮中に関するもの、つまり帝室財政を掌るものである。また、漢書外戚恩澤侯表に、陽城侯田延年について、

（本始元年）（前七三年）、八月辛未、封。二年、坐爲大司農盜都内錢三千万、自殺。

とある。大司農田延年が盗んだ都内の錢は必ずや大司農の管掌するものであろう。これは新しい財政体系下、都内が依然国家の財政（の錢の部分）を掌つていたのを示すものである。

ちなみに、淮南子汜論訓の高誘注のなかに、

少府、官名。如今司農。

とある。高誘は後漢末の人である。彼が少府を今の司農の如し、としたのは、後漢時代司農が基本的に国家の全財政を掌っていたのをふまえ、(やや外形的比擬的に)かつて天子の私府としての少府が当時の国家財政すべてを掌っていたという説明をしているのであろう。

第三節 内史

始皇帝のとき太倉、大内の二者を掌っている内史と京師を掌治する内史との二つの内史があつたが、本節はその源流をとりあげる。

白川静氏は、内史の成立についてつぎのような見解を示しておられる。

(前略)史と作冊とは、その職掌の性質からいふと、本来相近いところがあつたが、史が王の冊命を掌る関係から、内官として次第に有力となり、つひに作冊の地位をあはせるに至つた。内史・内史尹・作命内史・作冊内史の諸職は、このやうにして成立してきたものと思はれる。東周以後、作冊の名は文献に見えない。その職は周礼においてはほぼ春官大祝小祝にあたつてゐるが、その職掌範圍は専ら祭祀の面に限定されている。

周礼春官内史には、右のようにして現われた内史の職掌について、

掌王之八枋之法、以詔王治。一曰爵。二曰祿。三曰廢。四曰置。五曰殺。六曰生。七曰予。八曰奪。

執国法及国令之式、以攷政事、以逆(ひかえる)會計。

掌敘事之法、受納訪、以詔王聽治。

凡命諸侯及孤卿大夫、則策命之。

凡四方之事書、内史讀之。

王制祿、則贊為之、以方出之。

賞賜、亦如之。

内史掌書王命、遂式之。

と記している。その鄭玄の注に、

太宰既以詔王。内史又居中弔之。

とあるが、この内史は王のもとにいる官である。また、玄の注には、

鄭司農説、以春秋伝曰、王命内史興父、策命晋侯為侯伯。策、謂以簡策書王命。其文曰、王、謂叔父、敬服王命、以綏四國、糾逖王慝（悪人をただし、これを僻地に遠ざける）。晋侯三辞、從命、受策、以出。

とあつて、内史の冊命の事実を示している。金文資料からもうこうした内史と冊命とに關するものは裏付けされる。⁽²⁾

秦の内史は史記卷五秦紀繆公三四年（前六二六年）の条に見える内史廖が初見とされている。秦の内史も恐らく秦の君の側近の官としてその策命を伝える性格をもつものであつたのであろう。しかし、それはのち国邑（つまり、首都）の地方長官と中央の財務行政官との二つとなつたと考えられる。いまその点をとりあげてみよう。

まず、国内史についてであるが、漢書卷一九上百官志上に、

内史、周官。秦因之。掌治京師。

とあるが、史記卷七九范雎伝に、

范雎曰、益親、復説用數年矣。因請問説曰、：聞秦之有太后・穰侯・華陽・高陵・涇陽、不聞其有王也。夫擅國之謂王。

能利害之謂王。制殺生之威之謂王。今太后擅行不顧。穰侯出使不報。華陽・涇陽等、擊斷無諱。高陵進退不請。四貴備、

而國不危者、未之有也。爲此四貴者下、乃所謂無王也。然則權安得不傾、令安得從王出乎。：今自有秩以上至諸大吏、下

及王左右、無非相國之人者。見王獨立於朝。臣竊爲王恐万世之後、有秦國者非王子孫也。昭王聞之大懼曰、善。於是廢太

后、逐穰侯・高陵・華陽・涇陽君於關外。

とある。ここでは范雎は秦王の權勢を奪うものとして太后など五人をあげ、とくにそのなかの相國穰侯の勢力が官界から王の側近にまで及んでいることを述べているのである。――の部分には戰國策卷三秦下昭襄王下には、

且令邑中自斗食以上至尉内史、及王左右、有非相國之人者乎。

として現われている。この邑は秦の国邑のことと考えられる。そこに国邑の尉つまり国尉と、国内史とがいたことが察せられる。なお、史記卷七三白起伝に、秦の昭襄王の一四年（前二九三年）に白起が国尉となつたとある。

鎌田重雄氏は秦の国尉について、それは太尉、大將軍のように高いものでなく、その尉の副將軍乃至は補佐の軍官たる性格こそ、秦朝の（郡守の補佐として武事を担当する）郡尉の性格に連なる、としておられる。なお、鎌田氏は右の—の部分、それにあたる戦国策の記事によつて、この尉が相国恩寵の人であつたといふことは、国尉が相国によつて任命され、国の武事を司つて相国を補佐するものであることを示すものであらう、としておられる⁽¹⁰⁾。これに關し、戦国策卷六趙幽王に、

文信侯出走、与司空馬、之趙。趙以爲守相。秦下甲而攻趙。司空馬說趙王曰、文信侯相秦。臣事之爲尚書。習秦事。

とある。（文信侯呂不韋は趙に奔つておらず、秦で死亡しているが、いまこの点は問わないこととする。）戦国策校注にはこの守は仮官のことであるとしている。蓋しそのように見るべきであらう。これは相国文信侯のもとに尚書がいてそれに臣事したのを示しているようである。果してそうであれば、これは相国の属官が相国と強く結ばれる場合のあることを示すものとなる。こうしたことがあるにしても、国尉とくにその任命について氏のようにいいきるものには、慎重でなければならぬ。（後引の史記趙世家参照）。しかし、国尉は旧来太尉・大將軍の類であるとされているが、そうではないとする点と、国尉が郡尉に連なるとする点とはとるべきであらう。

要するに、范雎は国邑のなかでは有秩（の類）から尉、内史までをあげ、さらに語を王の左右の側近に及ぼし、それらに穰侯の息がかかっている、としているのであらう。（朝廷は地域的には国邑内に存在する。）京師の内史はそこに見える国邑内史の後身と考えられる。

また、史記卷四三趙世家に、

烈王使使謂相国曰、官牛畜（人名）、荀欣为中尉、徐越為内史。

とあつて、趙にも内史がいたのがわかる。なお、史記卷八一廉頗蘭相如伝を見ると、趙王が趙奢を將として兵を出させたとき、軍士の許歴が軍事を以て奢を諫め、奢がその計に従つて秦軍を破つた。その賞として、

趙惠文王、賜奢号为馬服君、以許歴為国尉。趙奢於是与廉頗蘭相如同位。

とある。廉頗は將軍であり、蘭相如は上卿で位は頗の上にあつた。こうしたことは趙にあつても国尉がいたが、その地位は全国の指揮官のように高いものでなかつたのを示唆している。ちなみに、中尉については漢書卷一九上百官公卿表上に、

中尉、秦官。掌徼循京師。

とある。ここに秦の中尉が京師を徼循するとあるが、華陽國志卷三蜀志に、秦の恵王のとき中尉田真黄がいたことが記されている。蓋しさきの中尉は趙の国邑の警備をするもので、それと並んで見える内史は趙の国邑の長官なのである。

論を進めよう。秦の内史は、君主の側近の官から出て国邑に京師を治める地方長官となったが、それはおそくとも漢時代には管下に県をもつに至っている。また、それは古い財政体系下の国家の財政における穀貨を掌る治粟内史にもなった。漢書百官公卿表上に、

治粟内史。秦官。掌穀貨。有兩丞。景帝後元年（前一四三年）、更名大農令。

とあるが、その前半はそれを示している。この職分は（さきの内史の管轄範圍が限定されるのに対し）全国的な範圍のものになる。なお、第二節で引用した均工律は内史が公器を作製する工人の養成に関する責任者であったのを察せしめるが、これは内史が公器管理に関する最終的な責任者なるべきことと相応じよう。また、廐苑律と思われるものに、

今課県、都官公服牛各一課、卒歲、十牛以上而三分一死、不〔盈〕十牛以下、及受服牛者卒歲死牛三以上、吏主者、徒食牛者及令・丞皆有罪。内史課県、大〔太〕倉課都官及受服者。

とある。ここでは県は内史の考核を受けており、都官は太倉の考核を受けている。ここでは県と都官とは一応並列の關係にある。さて、太倉はさきに見たように、県の財政（の一部）を掌っていた。また、都官は右に見たように太倉の考核を受ける。ともに太倉の管轄下にありながら、都官と県とが並列されているのは、都官が中央諸官府で、地方出先機関をもつものであるからと考えられる。（前引の金布律で、右の公の牛の場合と違うが、都官が大内に遠い場合、「便宜」県に輸するといったことは、都官が地方出先機関の場合のあるのを察せしめる。）全国的規範において存在する県や都官の財政上の上級機関（それは太倉の上級機構でもある）としては自ら（全国的機構において）国家の財政を掌る治粟内史が該当しよう。また、秦の銅戈銘文を見ると、一般に督造者である郡守の名のすぐ下に工師名が記されている。右に見たところをあわせ考えると、こうした際、郡守が工人を監督し作製した兵器は、大内なり、その上級機関の治粟内史なりの管掌する公のものとなろう。

そうすると、秦では（一方では上に「治粟」が冠されているけれども、）内史に同時に二つのものがあつたことになる。こうした点についてであるが、漢初の内史には右の二つのほかに、諸侯王の国にいた内史もある。漢書百官公卿表上に、

諸侯王。高帝初置掌治其国。有太傅、輔王。内史治国民。中尉掌武職。丞相統衆官群卿大夫都官、如漢朝。

とある。この体制は景帝の中五年（前一四五年）まで続いたが、そこには（中央の少府とは異なる）少府もあった。漢初このように同一官名であっても性格の違うものが同時に存在しているのであるが、そうした点を考えると、遡って秦時代二つの内史が同時に存在しても別に不思議はなからう。

この際あわせ考えるべきことがある。その一は、秦において、王の側近にあった内史が出でて京師を掌る官となっただけでなく、王の側近にあった御史が出でて郡の監察に当るようになったことである。桜井芳朗氏は、監御史について、王に侍御して文書を掌つてゐた御史が朝儀祭礼等に際して百官の不法を取締るやうになるのは第一段の発展である。これより常に百官を監察するやうになるのであろう。

次に第二段の発展として御史は殿中から外へ出る。最初は天子の代理として側近の御史を派遣したのであろうが、それが制度となり、地方官の監察には監御史といふ特別の官が生ずるに至つた。

としておられる。史記卷五三蕭相国世家に、

秦御史監郡者、与從事常弁之。

とあるが、これは監御史の監郡の実態の一端を察せしめる。⁽¹³⁾要するに、秦においては王の側近が地方に出て地方における職務をもつようになったのは内史に止まらないのである。

その二は少府や内史が將として軍事行動をしていることである。少府の場合、史記秦始皇紀に、二世皇帝のときのこととして、

二年（前二〇八年）、冬陳涉所遣周章等將西至戲。兵数十万。二世大驚、与群臣謀曰、奈何。少府章邯曰、盜已至衆彊。今發近県不及矣。酈山徒多。請赦之、授兵以集之。二世乃大赦天下、使章邯將。擊破周章軍而走。

とある。内史の場合、史記秦始皇紀に、始皇帝の一六年（前二三一年）のこととして、

九月、發卒受地韓南陽、仮守騰。

とあり、一七年（前二三〇年）のこととして、

内史騰攻韓、得韓王安。尽納其地。以地為郡、命曰潁川。

とある。騰は一六年（前二三一年）に新たに秦領となつた南陽の仮守となつていたが、恐らく、どちらが本官かわからないが、

そのまま内史となっているのであろう。また、史記卷八八蒙恬伝には、蒙恬が始皇帝の二六年（前二二一年）内史に任ぜられた。恬は以後武將として活躍していたが、二世皇帝のときにも内史であったと記されている。恬は引続き内史であったと考えて差支えなからう。右の内史が京師の地方長官としてのそれか、それとも治粟内史としてのそれかはわからない。

少府、内史たるものが軍務に携った際、たとえその少府、内史が兼官的なものであったとしても、それらは散官ではないのであるから、少府、内史たることをかかかって軍事行動をすることは、後世の官僚機構を頭においてそれを見た際奇異な感じがする。しかしそれについては、官制の未成熟として理解すべきであらう。

註

(1) 工藤元男氏、「秦の内史―主として睡虎地秦墓竹簡による―」（史学雑誌九〇―三）及び「睡虎地秦墓竹簡に見える大内と小内」（史観一〇五）参照。

(2) 都官については、工藤元男氏、「戦国秦の都官―主として睡虎地秦墓竹簡による―」（東方学六三）・江村治樹氏、「雲夢睡虎地出土秦律の性格をめぐって」（東洋史研究四〇―一）・太田幸男氏、「湖北睡虎地出土秦律の倉律をめぐって、その一・その二」（東京学芸大学紀要第三部門社会科学三一・三二）参照。

都官は中央京師の諸官府を指すとともに、その地方出先機関をも指す用語ではなからうか、という江村氏の見解は従うべきものであろう。

(3) 平中芥次氏、「漢代の馬口銭と口銭」（中国古代の田制と税制）所収）参照。

(4) 別に述べるように、商鞅のうち出した政策の基本線は必ずしも直線的に始皇帝のときに及んだのではない。しかし大夫は具体的な事柄を捨象して本文のようになっているのである。

(5) 註(1)に同じ。

(6) ・(7) 拙稿、「前漢の財政について」（東洋史論集10）参照。

(8) ・(9) 白川静氏、「作冊考」（『甲骨金文学論集』所収）参照。

(10) 鎌田重雄氏、「秦都官制」（『秦漢政治制度の研究』所収）参照。

(11) 李学勤氏、「戦国時代の秦國銅器」（『文物参考資料』所収）参照。

(12) 桜井芳朗氏、「御史制度の形成（上）」（『東洋学報』三三―一）参照。

(13) ちなみに、史記卷六九蘇秦伝を見ると、韓では少府で弩を造ったか、そこに弩があったかの何れかであったのがわかる。韓と秦とは官制が違うであろうが、それにしても韓の少府に兵器があったことは、秦で少府が軍事目的税としての人頭税を少府に入れていたのをあ

わせ考えると、少府（官僚）が軍兵を卒いる際、その府にもともと兵器があり、それだけにその府が軍事力をもっていたとすれば、相通ずるところがあったのかも知れない。

（14） 騰については、町田三郎氏、「統一の思想」（『秦漢思想史の研究』所収）参照。